

(案)

令和4年度第1回徳島県国民健康保険運営協議会 議事概要

- 1 日 時 令和5年2月2日(木)午後1時～1時45分
- 2 場 所 徳島県庁7階 707会議室 及びオンライン
- 3 出席者 委 員 小田切会長, 馬詰委員, 竹中委員(※), 斎藤委員(※),
上田委員, 和田委員, 岡久委員(※), 漆原委員
(※)はオンラインによる出席
事務局 県国保・自立支援課 島課長 ほか

4 議事概要

- (1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について
事務局から資料に基づき説明し, 原案について承認された。
- (2) 令和5年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算(案)について
事務局から資料に基づき説明し, 原案について承認された。
- (3) その他
徳島県国民健康保険運営方針の改定について, 事務局から資料に基づき説明した。

【内容】

○令和5年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について

委 員 : 財源の総額が決まっていると思うが, 激変緩和措置を行った場合, その分は他の市町村の負担となるのか。

事 務 局 : 激変緩和措置の財源は, 国費のうち激変緩和措置に充てることとされているものと県の定率負担のうち調整に使える部分, 及び基金のうち激変緩和の財源分として積み立ててある部分である。

激変緩和措置は, この財源を対象となった市町村に配分するものであり, 他の市町村の負担が増えるものではない。また, 対象となる市町村がないなど, 激変緩和措置の財源が余る場合には, 県全体の納付金に充てられる。このため, 激変緩和措置の対象市町村の有無により, 県全体の納付金総額が変わることはない。

委 員 : 75歳以上の後期高齢者が増えることにより, 後期高齢者支援金が増加しているとのことだが, 今後も増加していくことを想定しているのか。

事 務 局 : 後期高齢者支援金については, 今後しばらくは増加傾向が続くと見込んでいるが, 国の動きにより, 後期高齢者医療制度の負担割合が変わることも考えられるため, 動向を見守りたい。

結果として, 納付金に大きな影響が出るような場合には, 県としても算定方法等について検討したい。

○令和5年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算（案）について

委員：予算案については、令和4年度と比べて金額は変わっているが、大きなところ（項目やスキーム）は変わっていないとの理解でよいか。

事務局：特に大きな変更はない。

○その他（徳島県国民健康保険運営方針の改定について）

質疑，意見なし